



平成 29 年 7 月 18 日

各 位

会社名 出光興産株式会社  
代表者名 代表取締役社長 月岡 隆  
(コード番号：5019 東証第1部)  
問合せ先 経理部 I R 室長 徳光 孝治  
(TEL : 03-3213-9307)

## 新株式発行の差止め仮処分の申立ての却下決定に対する即時抗告に関するお知らせ

平成 29 年 7 月 18 日付「株主による新株式発行の差止め仮処分の申立ての却下決定に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、平成 29 年 7 月 18 日付で東京地方裁判所において当社株主である日章興産株式会社、出光昭介氏、出光正和氏、出光正道氏、公益財団法人出光文化福祉財団及び公益財団法人出光美術館(以下、「日章興産ら」という。)による新株式発行の差止め仮処分の申立て(以下、「本申立て」という。)を却下する決定がなされておりますが、当社は、本日、東京地方裁判所から、本申立ての却下決定に対して、日章興産らが即時抗告を行った旨の通知を受けましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 即時抗告に至った経緯

当社は、平成 29 年 7 月 3 日付「公募による新株式発行に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、同日開催の取締役会において、公募による普通株式 4,800 万株の発行(以下、「本新株式発行」という。)を行うことを決議しました。その後、平成 29 年 7 月 12 日付「発行価格等の決定に関するお知らせ」にてお知らせしたとおり、平成 29 年 7 月 20 日を払込期日として、本新株式発行を行うことを決定しております。

これに対し、日章興産らは、平成 29 年 7 月 4 日、東京地方裁判所に本申立てを行いました。平成 29 年 7 月 18 日、東京地方裁判所において、本申立てを却下する決定がなされました。しかしながら、日章興産らは、本日、当該却下決定に対して即時抗告を行いました。

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の株主による新株式発行の差止め仮処分の申立ての却下決定に対する即時抗告に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出目論見書及び訂正事項分(作成された場合)をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

## 2. 即時抗告をした株主の概要

- (1)氏名 日章興産株式会社
- (2)住所 東京都港区北青山一丁目3番6号
- (3)代表者の役職・氏名 代表取締役 出光 昭介  
代表取締役 出光 正和  
代表取締役 鶴間 洋平
- (4)所有株式数 27,120,000 株(所有比率:16.950%)

- (1)氏名 出光 昭介
- (2)住所 東京都港区
- (3)所有株式数 1,928,000 株(所有比率:1.205%)

- (1)氏名 出光 正和
- (2)住所 東京都港区
- (3)所有株式数 2,416,000 株(所有比率:1.510%)

- (1)氏名 出光 正道
- (2)住所 東京都港区
- (3)所有株式数 2,416,000 株(所有比率:1.510%)

- (1)氏名 公益財団法人出光文化福祉財団
- (2)住所 東京都目黒区青葉台三丁目4番15号
- (3)代表者の役職・氏名 代表理事 出光 昭介
- (4)所有株式数 12,392,400 株(所有比率:7.745%)

- (1)氏名 公益財団法人出光美術館
- (2)住所 東京都千代田区丸の内三丁目1番1号
- (3)代表者の役職・氏名 代表理事 出光 昭介
- (4)所有株式数 8,000,000 株(所有比率:5.000%)

## 3. 即時抗告がなされた日

平成29年7月18日

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の株主による新株式発行の差止め仮処分申立ての却下決定に対する即時抗告に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は1933年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。

#### 4. 今後の方針及び見通し

当社は、平成 29 年 7 月 5 日付「株主による新株式発行の差止め仮処分の申立て」にてお知らせしたとおり、本申立てが認められる理由はないものと考えており、東京地方裁判所による却下決定は、本新株式発行の適法性を認めていただいたものと受け止めております。当社としましては、引き続き、本新株式発行の適法性を主張・立証し、対処してまいります。

当社は、本新株式発行の払込期日までに東京高等裁判所により本新株式発行に対する差止め仮処分の決定がなされない限り、本新株式発行を予定どおり実施いたします。本新株式発行の概要につきましては、当社が公表しました平成 29 年 7 月 3 日付「公募による新株式発行に関するお知らせ」、平成 29 年 7 月 12 日付「発行価格等の決定に関するお知らせ」及び平成 29 年 7 月 18 日付「発行新株式数の確定に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

ご注意：この文書は、いかなる証券についての投資募集行為の一部をなすものではありません。この文書は、当社の株主による新株式発行の差止め仮処分の申立ての却下決定に対する即時抗告に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘等を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行届出目論見書及び訂正事項分（作成された場合）をご覧ください。また、この文書は、米国における証券の売付けの勧誘又は買付けの申込の勧誘を構成するものではありません。文中で言及されている証券は 1933 年米国証券法に従って登録がなされたものでも、また今後登録がなされるものでもなく、1933 年米国証券法に基づいて証券の登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において証券の勧誘又は売付けを行うことはできません。米国における証券の公募が行われる場合には、1933 年米国証券法に基づいて作成される英文目論見書が用いられます。その場合には、英文目論見書は当社又は売出人より入手することができます。これには当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表が記載されます。なお、本件においては米国における証券の公募は行われません。